

農業委員会総会議事録

第11回農業委員会

1. 開会日時 令和6年2月28日（水）午前9時28分
2. 閉会日時 令和6年2月28日（水）午前10時16分
3. 場 所 豊山町役場 3階 会議室3・4

4. 出席者

委員（全7人中7人出席）

出席者

- 1番 柴田賢一
- 2番 秋田秀機
- 3番 秋田秀春
- 4番 池山春雄
- 5番 大野和彦
- 6番 坪井宏見
- 7番 大口悦美

欠席者

なし

事務局 3名

- | | | |
|------|----|------------|
| 事務局長 | 早川 | 建設課長 |
| 事務局員 | 富田 | 土木・農政グループ長 |
| 事務局員 | 岡島 | 主事 |

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 議案
 - (1) 農地法第3条許可申請について
 - (2) 農地法第3条許可申請について
 - (3) 農地法第3条許可申請について
 - (4) 農地法第3条許可申請について
 - (5) 農地法第3条許可申請について
 - (6) 農地法第3条許可申請について
 - (7) 農地法第3条許可申請について
 - (8) 農地法第3条許可申請について
 - (9) 農地法第3条許可申請について
- ⑤ 報告事項
 - (1) 農地法第3条届出受理状況について
- ⑥ その他
 - (1) 農業委員報酬について

6. 配布資料

- ①資料1 農地法第3条許可申請について
- ②資料2 農地法第3条届出受理状況について
- ③資料3 農業委員報酬支払額

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日は、お忙しい中、農業委員会に参集していただきましてありがとうございます。

定刻より早いですが、只今より令和5年度第11回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に配布したもののみであります。よろしかったでしょうか。

それでは、会長よりごあいさつ申し上げます。

【会長あいさつ】

秋田会長

おはようございます。今朝はずいぶん冷えまして。本日の総会にも農地法第3条許可申請についての議案が挙がっています。農業委員会が重視されています。本日もご審議よろしく申し上げます。

本日は、議案9件、報告事項1件、その他事項1件であります。よろしくお願いたします。

【出席人数確認】

秋田会長

それでは、総会に入ります。まず出席者です。農業委員7名中出席者7名で定足数に達しておりますので、ただ今から農業委員会総会を開会します。

【議事録署名者指名】

秋田会長

議事録署名者を指名いたします。

1番 柴田賢一委員と7番 大口悦美委員を議事録署名者に指名しますのでよろしくお願いたします。

【議 案】

秋田会長

本日の議案は9件です。それでは、議案第25号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第25号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。3条の許可申請は農地を農地として利用する際の権利移動の申請です。市街化区域でも市街化調整区域でも同じ手続きとなります。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第25号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第25号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第26号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第26号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第26号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第26号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第27号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第27号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第27号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第27号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第28号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第28号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第28号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第28号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第29号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第29号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第29号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

申請地の南側は、道路の拡幅の予定があったはずですが、拡幅する部分の農地転用の申請は出てきていますか。

事務局

道路の拡幅部分については、農地転用の申請が必要ない案件になりますので、申請は今後也不会出てきません。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第29号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第30号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第30号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第30号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

B委員

基幹的広域防災拠点について、愛知県と豊山町のエリアを分けるラインはどこになりますか。

事務局

町のエリアは、八剣神社の隣を南北に走る通りから西側と給食センターの北側を東西に走る道路から南側となります。給食センターの周りを取り囲む形で豊山町の臨空第2公園を計画しています。

秋田会長

他に質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第30号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第31号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第31号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第31号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第31号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

秋田会長

続いて、議案第32号について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第32号議案を説明する前に、「豊山町農業委員会の会議に関する規則」第15条で「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされております。今回の議案は、C委員に関する事項でありますので、この条文に該当します。従いまして、C委員には、議案第

3 2号が終わるまで退席していただきます。よろしく申し上げます。

【C委員退席】

事務局

それでは議案第3 2号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第3 2号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第3 2号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

【C委員着席】

秋田会長

続いて、議案第3 3号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第33号 農地法第3条許可申請について、ご説明します。

【資料1 農地法第3条許可申請朗読】

秋田会長

議案第33号 農地法第3条許可申請についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

質疑・意見もないようですので採決に移ります。

議案第33号 農地法第3条許可申請について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

『全員賛成』

秋田会長

全員賛成により、許可相当と認めます。

以上で議案を終わります。

【報告事項】

秋田会長

続いて報告事項にはいります。

それでは、農地法第3条の届出の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局

はい、それでは3条届出の説明をします。3条届出は、相続等によ

る農地の権利移動の届出です。

【資料2 農地法第3条届出受理状況朗読】

以上で、届出受理状況の説明を終わります。

秋田会長

農地法第3条の届出受理状況についての報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

D委員

こちらの農地法3条の届出は、農地法第3条許可申請と同じく、基幹的広域防災拠点のかかる案件ですか。

事務局

いいえ。相続による農地の取得になります。

秋田会長

他に質問もありませんので報告事項の農地法第3条届出受理状況についての報告を終了します。

秋田会長

続いて、その他について事務局からありますか。

事務局

はい、それでは報酬についてご報告します。

【資料3 報酬について説明】

秋田会長

その他について報告が終わりました。

ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

『委員からの発言なし』

秋田会長

他に質問等もありませんので、その他事項についての報告を終了いたします。

【閉 会】

秋田会長

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、終了とさせていただきます。

事務局からその他、何かありますか。

8. その他

事務局

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：令和6年3月28日（木）午前9：30開始

場所：豊山町役場3階 会議室3

資料：3月15日頃郵送予定。

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。

(午前10時16分終了)

9. 農地転用件数

1月農地転用件数				農地転用累計				
農地法適用条項	件数	面積㎡	地区	農地法適用条項	件数	面積㎡		
3条	許可	1	1,022.00	青山	3条	許可	2	1,382.00
		1	360.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	1	295.00
		1	295.00	豊場				
4条	許可	0	0.00	青山	4条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	0	0.00
		0	0.00	豊場				
5条	許可	0	0.00	青山	5条	許可	0	0.00
		0	0.00	豊場				
	届出	0	0.00	青山		届出	0	0.00
		0	0.00	豊場				

※ 累計については令和6年1月～令和6年12月（再申請分を含む）

議事録署名人 （会長及び出席委員2名）

※ この議事録は概要版です。正式な議事録は、建設課土木・農政グループの窓口で縦覧することができます。